

相模原市立地域センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 7 月 2 日

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市条例第 6 2 号

相模原市立地域センター条例の一部を改正する条例

相模原市立地域センター条例(平成 1 7 年相模原市条例第 1 1 1 号)の一部を次のように改正する。

別表第 2 中

330 円
160 円

を

400 円
200 円

に改める。

附 則

この条例は、令和 9 年 1 月 1 日から施行する。